プロジェクト項目　リスク分担型企業年金に関する会計処理
公開草案に対するコメントへの対応
－他の退職給付制度からの給付の補填に関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 84 回退職給付専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2016 年 9 月 20 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）で検討した「他の退職給付制度からの給付の補填の取扱い」について、聞かれた意見を踏まえた追加的な分析及び対応の検討を行うことを目的とする。

II. 本公開草案の提案と当該提案に寄せられたコメント

退職給付制度の分類

（本公開草案の提案）

2. 本公開草案では、リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類する旨を提案した（本公開草案第 3 項）。

（当該提案に寄せられたコメント）

3. 本資料第 2 項に記載した提案内容について、以下のコメントが寄せられた。

- リスク分担型企業年金の確定拠出制度への分類の要件として、「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていない」ことが本公開草案第 3 項に記載されている。リスク分担型企業年金の給付が減額調整された場合については、掛金拠出の他に、他の退職給付制度からの給付の補填も考えられるが、給付による補填がないことが確定拠出制度への分類の要件となるかどうか、そのことが分かるように記載してはどうか。

  仮に、給付による補填の有無が確定拠出制度への分類の要件とならない場合、給付の補填がある場合の当該給付に係る会計上の取扱いについて、結論の背景等において言及されるのが望ましいと考える。

- （会計上の）退職給付制度の分類の際の「拠出義務」の表現に関して 、リスク分担型企業年金制度外で企業が従業員に対して実質的な補填を行う場合等も考慮

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

し、追加的な拠出義務はリスク分担型企業年金制度内での拠出に限定されないことが明確になるよう、表現を見直す、もしくは結論の背景に明示する必要があると考える。

- 本制度を退職金制度の内枠として取扱った場合では「確定拠出制度」としての位置付けに変更がないか明らかにしていただきたい。

III. 本公開草案に寄せられたコメントを踏まえた検討

第 84 回専門委員会における検討の前提事項

4. 第 84 回専門委員会では、論点の理解を深めるために、以下のとおり設計された特定のケースについて検討を行った。

(1) 退職金規程により、従業員等が受け取る退職金の総額が定められる。

(2) 当該退職金総額の一部についてリスク分担型企業年金を設定し、企業の外部で年金資産が積み立てられる。

(3) 従業員は、退職時にリスク分担型企業年金から年金（又は一時金）を受け取るとともに、退職金規程により定められた退職金に不足する部分は、退職一時金として企業より受け取る。

(4) 上記の関係を図示すると、以下の【図 1】のとおりである。

【図 1】退職金制度の概要

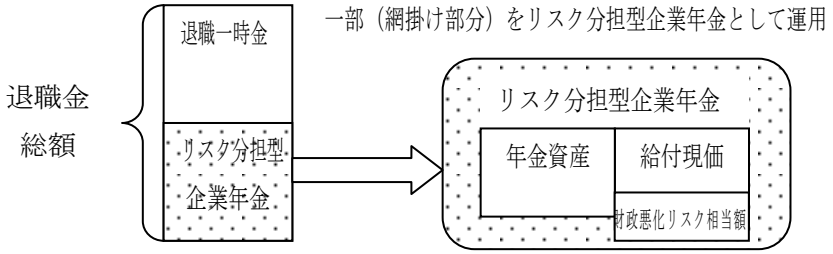

(5) リスク分担型企業年金において、例えば、財政悪化により調整率が 1 未満となった場合、リスク分担型企業年金から従業員等への給付額は当初よりも減額されるが、当該減額分も含めて退職一時金として企業から給付されるため、従業員等が受け取る退職金の総額は一定となる。

(6) 他方、財政改善により調整率が 1 を超える場合、リスク分担型企業年金から従業員等への給付額は当初よりも増額されるが、当該増額分につき退職一時金の給付額が同額減額されるため、従業員が受け取る退職金の総額は一定となる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（理論上は、リスク分担型企業年金から受け取る給付額が、(1)の退職金の総額を超えることもありえるが、ここでは、(1)の退職金の総額が上限となる仕組みとされることを想定する。）

第 84 回専門委員会で示した事務局の対応と聞かれた主な意見

5. 第 84 回専門委員会では、本資料第 4 項に記載したケースへの対応として、企業が負う義務の観点からは、退職金規程により、従業員等が受け取る退職金の総額があらかじめ定められており、企業が支払う退職一時金制度とリスク分担型企業年金が関連付けられている仕組みであることを踏まえると、退職一時金制度とともにリスク分担型企業年金についても、退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度と分類することが適切と考えられるため、本実務対応報告第 3 項にその旨を記載することをお示しした。

6. 本資料第 5 項に記載した事務局の対応について、第 84 回専門委員会で聞かれた主な意見は、次のとおりである。

（事務局の提案に反対する意見）

- 他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱いを明確化することが、多数の意見であるかどうかは整理が必要である。このようなリスク分担型企業年金は確定給付制度として分類される以外に解釈できないことは明らかであると考えられるため、当該記載は不要であると考える。
- 給付の補填を行う退職一時金制度の退職給付債務の測定において、リスク分担型企業年金の給付額の調整の影響を考慮すべきであると考える。他方、完全補填や部分補填など多様なケースが想定されることを踏まえると、割り切って、他の退職給付制度からの給付の補填がある場合は、リスク分担型企業年金を確定給付制度として分類する整理も考えられる。
- 事務局の提案は、従来の退職給付に関する会計基準等の枠組みでの想定を超えていると考える。そのため、他の退職給付制度からの給付の補填が行われる場合の取扱いとして整理する方がよいと考える。

（記載すること自体に反対はしないが、記載内容を見直す必要があるという意見）

- 他の退職給付制度からの給付の補填のような例外的なケースを原則的な取扱いと並列的に記載すると、原則的な取扱いの内容が不明確になるため、記載の見直しが必要であると考える。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（事務局提案の記載の方向性に賛成するが、記載内容を見直す必要があるという意見）

- 基準の中で明確化を図る方法としては、拠出義務を実質的に負っていないかどうかの判断にあたって、他の退職給付制度からの給付の補填も含めて実質的に判断するという規定を定めることが考えられる。

第 345 回企業会計基準委員会で示した事務局の対応と聞かれた主な意見

（事務局の対応）

7. 第 84 回専門委員会では、本資料第 4 項に記載した特定のケースについて、従業員等が受け取る退職金の給付算定式が同一であれば、退職給付に係る負債の総額が変わるべきではないことに大きな異論は聞かれていないが、特定のケースへの個別の対応を本実務対応報告で示すことに反対意見が多く聞かれたことを踏まえて、第 345 回企業会計基準委員会では、以下のいずれかの対応を引き続き検討する旨を示した。

   (1) 案 1
   本実務対応報告の記載を見直さない。

   (2) 案 2
   追加的な拠出義務の有無の観点から、一般的な判断基準を本実務対応報告に記載する。

（聞かれた主な意見）

8. 本資料第 7 項に記載した事務局の対応について、第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見は、次のとおりである。

- これまでの実務では、退職給付制度ごとに会計処理していると理解しており、今回のようなケースで退職一時金制度とリスク分担型企業年金を一体として取り扱うことで支障が生じないかを懸念する。

- 本資料第 4 項のようなケースにおいて、退職一時金制度とリスク分担型企業年金を関連付けて、両者を確定給付制度に分類するか、退職一時金制度を確定給付制度に分類し、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するかによって、財務諸表が大きく変わり得るかどうかを踏まえた上で判断する必要がある。

第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた分析

9. 本資料第 4 項に記載した特定のケースについて、従業員等が受け取る退職金の給付

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

算定式が同一であれば、退職給付に係る負債の総額が変わるべきではないことに大きな異論は聞かれていないが、第 345 回企業会計基準委員会では、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合に、退職一時金制度とリスク分担型企業年金を関連付けて両者を確定給付制度に分類するか、退職一時金制度を確定給付制度に分類し、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するかによって、財務諸表の数値が大きく変わり得るかどうかを踏まえた上で対応を判断する必要があるとの意見が聞かれた。

10. 上記の意見を踏まえて、本資料第 4 項に記載した特定のケースについて、分類の判定結果によって、財務諸表の数値が大きく変わり得るかどうかを確認した上で、以下のいずれの方法が適切かを判断する必要があると考えられる。

(1) 方法 1

会計上の分類の判定に関して、退職一時金制度及びリスク分担型企業年金を関連付けて行い、両者を各々確定給付制度に分類する。

(2) 方法 2

退職一時金制度を確定給付制度に分類し、リスク分担型企業年金を本実務対応報告に従い、確定拠出制度に分類する。

11. 上記の方法のうち、本資料第 10 項の方法 1 の場合、退職一時金制度及びリスク分担型企業年金を確定給付制度に分類して退職給付債務及び退職給付費用を算定するため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の総額は、退職金をすべて一時金で支払うとした場合の退職給付債務及び退職給付費用を算定した場合と変わらないものと考えられる。

12. 一方、本資料第 10 項の方法 2 の場合、確定給付制度に分類する退職一時金制度の退職給付債務の算定において、リスク分担型企業年金と関連付けることによって、給付額を増額する部分を負債として認識する場合には、退職給付に係る負債の総額が変わらないように調整し得るものと考えられる。

しかしながら、費用処理額については、会計上の分類によって、退職給付費用の算定方法が異なるため、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類すると、退職給付費用の総額が変わるものと考えられる。

13. したがって、本資料第 4 項に記載したケースについては、同一の給付算定式であれば、分類の判定結果によって、財務諸表の数値が大きく変わるべきではないと考える場合には、本資料第 10 項の方法 1 に記載したとおり、会計上の分類の判定に関

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

して、退職一時金制度及びリスク分担型企業年金を関連付けて行い、両者を確定給付制度に分類することが適切であると考えられる。

14. 本論点は、分類の判定単位（制度ごとか、複数の制度を束ねるか）に関する問題であり、包括的な取扱いを示すためには、審議に一定の時間を要すると考えられる。一方で、本資料第7項の案1のように本実務対応報告で会計上の取扱いを示さない場合、実務において様々な解釈がなされる可能性があり、実務上の混乱を回避するためには、本実務対応報告に何らかの内容を追記することが適切であると考えられる。

15. 追記する内容としては、会計上の分類の判定に関して、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、追加的な拠出義務に当該給付額を増額する義務が含まれる旨を本実務対応報告の結論の背景に記載することが考えられる。

16. 前項に従った場合の本実務対応報告の結論の背景に追記する文案は、以下のとおりである。

「また、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められていると考えられるため、当該拠出義務には、当該給付額を増額する義務が含まれるものと考えられる。」

ディスカッション・ポイント
事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。